平成２４年（フ）第４６０１号
神奈川県川崎市川崎区宮本町３－６　トップ川崎第３―706
債務者　加藤　典子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６０６号
東京都江戸川区東小岩６丁目８－１―203
債務者　難波　充男
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６１６号
神奈川県川崎市高津区坂戸３丁目24―８―101
債務者　横田　順一
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６１９号
東京都福生市大字熊川1143　都営熊川アパート23―402
債務者　石部　郁枝
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６２０号
東京都練馬区石神井町５丁目10―９―203
債務者　重石　業子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６２１号
東京都新宿区北新宿３丁目13―１―203
債務者　大濱　　連
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６２６号
埼玉県入間市大字仏子1589－１　プランヴェール721
債務者　宮崎　泰子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６２９号
東京都新宿区西落合２丁目10―３―303
債務者　高城　夢野
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６３０号
東京都品川区西品川１丁目３－５―101
債務者　兼重　由子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５号
岡山市中区桑野352番地　ガーデングラス桑野Ｉ608号
債務者　土居　正美
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４８号
岡山市南区三浜町２丁目２番20号、旧住所岡山市中区桑野411番地17
債務者　大塚　妥美
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８１号
岡山市中区原尾島３丁目６番54－１号
債務者　中尾　吉昭
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４５号
岡山市北区田中116番地103　レジデンス十和301号
債務者　嘉野　　耕
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０号
沖縄県沖縄市比屋根１丁目16番６号　メゾンマルコ202号
債務者　竹内　孝之
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第４５号
沖縄県沖縄市比屋根２丁目７番31号　プラージュ石原502
債務者　翁長えり子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第５２号
沖縄県沖縄市登川２丁目４番８号　野原アパート２－Ａ
債務者　湧稲国安雄
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部